

「桑名市こどもの権利条例（素案）」に対するパブリックコメント実施結果

たくさんの御意見をいただき、ありがとうございました。

各御意見に対する回答は、以下のとおりです。

なお、いただいた御意見は、原則として原文のまま掲載していますが、誤字・脱字等がある場合は修正し、差別用語が含まれている場合は別の語句に置き換えて掲載していますので御了承ください。

また、御意見を基に検討した結果、条文又は逐条解説を修正した場合は、それぞれ修正後の条例案又は逐条解説（案）を御参照いただくような形で回答しています。

番号	箇所	御意見	回答
1	前文	前文1行目 どこか先行条例のコピペでしょうか。 まるで、子どもは社会のものだから、権利保障するようにとれます。一人一人かけがえのない存在だからではないでしょうか。最初の一文は不要では？	個々により受け取り方は様々あると思いますが、こどもの権利条例だからこそ入れた一文であり、社会全体で取り組んでいこうという委員会としての思いが込められています。 逐条解説（案）も御参照ください。
2	前文	1行目は、こどもが社会のもの扱いされているような表現で、気にかかります。	個々により受け取り方は様々あると思いますが、こどもの権利条例だからこそ入れた一文であり、社会全体で取り組んでいこうという委員会としての思いが込められています。 逐条解説（案）も御参照ください。
3	前文	1行目、今を生きる子どもたちにとっての権利条例です。どのような人も大切な存在です。あえて「こどもは社会の宝」と言う必要はないと思います。子どもは社会の持ち物のようなニュアンスが気になります。1行目は削除をお願いします。	個々により受け取り方は様々あると思いますが、こどもの権利条例だからこそ入れた一文であり、社会全体で取り組んでいこうという委員会としての思いが込められています。 逐条解説（案）も御参照ください。
4	前文	2行目の「全ての子どもたちは、」で始まる方が良いと思います。	個々により受け取り方は様々あると思いますが、こどもの権利条例だからこそ入れた一文であり、社会全体で取り組んでいこうという委員会としての思いが込められています。 逐条解説（案）も御参照ください。
5	前文	前文の表記に関して、1か所違和感があります。確かに「いじめ」は子どもにとって大きな問題であり、学校教育においても大きな課題です。しかしながら、こどもの権利を幅広く謳う条例において、前文でこどもの厳しい現状や課題を提示する際、果たして「いじめ」が一番最初となるのかなという点です。学校はもちろん「いじめの根絶」を重点課題として取り組んでいますが、「いじめを止めよう」という取組を中心においているかということ、ちょっと違います。「自立」と「共生」を目指し、「楽しい学校」を目指して、一人ひとりが自分らしく主体的に・・・というように、プラスを上積みしていく取組や指導を中心に据えながら、「いじめ根絶」の取組も行っているという感じです。実際の桑名市の条例案でも、「いじめ」に関するものは、第22条に記されており、こどもの参加、意見の表明、学びの機会の保障のことなどが先に出てきています。「いじめ」を最初に提示する意図はどのようなものでしょうか？私は、社会全体を見通した別の大きな課題が前にくるべきではないかと考えています。これはいじめ防止条例ではないので。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説（案）を御参照ください。
6	前文	「しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どもがいます」と特定のこどもの状況をリアルに記述するのではなく、以下を提案します。 ➡ 「しかし今、子どもを取り巻く状況はとてつもなく厳しく、いじめや虐待、貧困など困難を抱える子どもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに生きづらさを感じている子どもがいます。」	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説（案）を御参照ください。
7	前文	4行目、条例の中に、特定の子どもを記載する必要はあるのでしょうか。条例の中に取上げて挙げられて、これに該当するこどもの気持ちはどうかと思います。もし、この文章を残すのなら、「しかし、今子どもを取り巻く状況はとてつもなく悪く、いじめや・・・背景をもち、それが理解されずに苦しんでいる子どもがいます。」としてはどうでしょう。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説（案）を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
8	前文	<p>「しかし今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもや、多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どもがいます」</p> <p>➡ 子どもの権利が保障されているとは決して言えない今の現状を、その社会を作ってしまった大人の反省を込めて表すのは大切だと思います。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>逐条解説（案）を御参照ください。</p>
9	前文	<p>「いじめや～多様な～」はその手前で「すべての子ども」と言っているのです、そこを特別扱いする必要ないと思います。（一部の子どもに対する、可哀想、同情心を感じます。）</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>逐条解説（案）を御参照ください。</p>
10	前文	<p>「多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どもがいます。」</p> <p>➡ どのような背景を想定しているのか分かりませんが、その、子ども達は「理解」されずに苦しんでいるのでしょうか？理解されないことで発生する、様々な不利益によって、苦しんでいるのではないのでしょうか？理解さえすれば、苦しみから解消されるのでしょうか？違和感を感じました。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>逐条解説（案）を御参照ください。</p>
11	前文	<p>「子どもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。」</p> <p>➡ ひとりで静かに遊び、過ごすことを望む子どもも一定数存在します。「友達と仲良く遊ぶ」ことなんて、願ってないよという子どもの気持ちは無視してしまっても良いですか？「思いやりのある言葉に包まれ」が、イメージできません。誰による、どんな言葉を想定してますか？親に愛してると言われたり、教師に褒められたり？如何ようにも解釈できる表現は記載しないか、具体的に記載した方が良いと思います。</p>	<p>御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。</p> <p>逐条解説（案）も御参照ください。</p>
12	前文	<p>「子どもたちは、友達と仲よく遊び」とありますが、すべての子どもたちがそのように思っているとは限らないし、子どもたちの暮らしには「そうではない状況」もあるのではないのでしょうか。</p>	<p>御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。</p> <p>逐条解説（案）も御参照ください。</p>
13	前文	<p>「友達と仲良く遊び」「自分らしく社会へ羽ばたいていくことを望みます」「晴れた心で」などの言葉に、子どもはこうあるべき、子どもはこうあってほしいという、この条例を作った人の思い込みが表れているように思えます。子どもは、社会に羽ばたいていかなければならないのでしょうか？</p>	<p>御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。</p> <p>逐条解説（案）も御参照ください。</p>
14	前文	<p>子どもたちの願いや求めていることをどのように把握されたのでしょうか。「子どもたちは」が主語であれば、子どもが発した言葉を少し紹介しつつ、表現したほうがよいように思います。</p>	<p>御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。</p> <p>逐条解説（案）も御参照ください。</p>
15	前文	<p>「子どもたちは、友達と仲良く遊び、思いやりのある言葉に包まれ、平和の中で安全に過ごしたいと願っています。また、自分の意見が尊重され、困ったときには相談できる場所や相手を求めています」</p> <p>➡ 子どもたちは…願っています。…求めています。とありますが、願ったり求めたりできるのは、そのような経験があるからできることだと思います。生まれた時から過酷な環境で生きてきた子どもは、願うことも求めることも知らない、できないこともあります。子ども達が願うから、求めるから、ではなく、子どもの権利は当たり前保障すべきことです。</p> <p>また、友達と仲良く遊び…とありますが、子どもの誰もが、遊びは友達と一緒にいいと思っている訳ではないと思います。</p> <p>みんなと仲良く、という協調性を重んじる空気感や、大人側の理想の強要に感じます。子ども達の願いや求め、と書くのなら、子ども達の声を紹介する、データを載せる、など、大人が勝手に想像しているのではないことも書いた方がいいと思います。</p>	<p>御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。</p> <p>逐条解説（案）も御参照ください。</p>
16	前文	<p>子どもの言葉を大人が読み解いて記述しているのであれば削除したほうが良いのではと考えます。</p>	<p>御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。</p> <p>逐条解説（案）も御参照ください。</p>

番号	箇所	御意見	回答
17	前文	こどもたちが「願っている」「求めている」内容は、こどものワークショップから出された言葉なのでしょうか。 そうであれば、こどもの言葉で表現することはできないのでしょうか。こどもたちからのメッセージをそのまま書くことはできないのでしょうか。	御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。 逐条解説（案）も御参照ください。
18	前文	8行目の「社会にとって、・・・」という表現も、「全てのこどもたちが、」で始まって、「社会の重要な使命です」とされてはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
19	前文	「社会にとって、全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは重要な使命です」 ➡ 文章が分かりにくいので、「全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは社会の重要な使命です。」ではいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
20	前文	「社会にとって、全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは重要な使命です。」という記述ですが分かりにくいので以下を提案します。 ➡ 全てのこどもたちが、安心して健やかに成長し、自分らしい人生を築くための環境を整えることは社会の重要な使命です。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
21	前文	「こどもの最善の利益を第一に考え、こども一人ひとりが持っている魅力と可能性を發揮できるよう、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもにやさしいまちをつくります。」 ➡ 「こどもにやさしいまち」とはどんなまちでしょうか。やさしい、がどんなことを指すのかは人それぞれです。なかには、こどもに暴力をふるっても、こどもをしつけるため、こどもの将来のためだと、その行為をこどもを思う優しさだという人もいます。人によって定義が違う曖昧な言葉は使用しない方が良いと思います。「子どもの権利を保障するまち」ではいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
22	前文	「大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもにやさしいまちをつくります。」 ➡ 本当に、「対等な立場」で協力しあえますか？こどもにも、やさしいまちづくりへの協力を要請しますか？「やさしいまち」って、どんな町でしょうか？	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
23	前文	「思いやりのある言葉」「こどもにやさしいまち」とは具体的にはどのような言葉や状況を示しているのでしょうか。 人によって想起する内容が異なるフワとした言葉を条例で使用する際には細心の注意が必要だと考えます。具体的に書いていただくことはできないのでしょうか。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
24	前文	「こどもにやさしいまち」というのはどのようなまちでしょうか。 こどもの権利を保障するまち、と明確に記したほうがよいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
25	前文	「私たち大人は、本当にこどもたちが生きやすい社会を作ってきたかを真摯に問い直す必要があります。桑名市民全体で、こどもたちと共に歩み、互いに学び合いながら成長していく決意を新たにします。」 ➡ 真摯に問い直す必要、決意を新たに、という言葉に、この条例を作るにあたって委員会の皆様が今の桑名市の課題をふまえて考えたことが感じられ、良い文章だと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
26	前文	「こどもたち自身が自らの権利を自覚し、人を思いやる心を持ちながら、自分らしく社会へ羽ばたいていくことを望みます。」 ➡ これは、大人、今回は教育福祉委員会の勝手な期待であり、「こどもたち」の想いではないですよね？ 以降に続く、「こどもの声に耳を傾け…」に、大きく反しているように感じます。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
27	前文	「社会へ羽ばたいていく」とありますが、こどもは生まれながらに社会に存在するのではないのでしょうか。 「社会へ羽ばたく」というのはどういった状況を意味しているのでしょうか。	御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
28	前文	<p>桑名市が、子どもの権利条例（以後、「こども」という表記ではなく、あえて「子ども」とさせていただきます）を制定するに至ったこと、三重県内全ての市町で同条例を制定しようと取り組んでいる当ネットワークとして、感謝いたします。</p> <p>さて、全体的に一貫性に欠けると感じています。子どもの権利条約は、子どもを権利主体としてとらえ、子どもを保護する（守るだけの）対象（客体）ではなく、参加を前提としながら、大人と共につくっていく市民として捉えていく必要があります。案の中で、子どもをきちんと市民として位置づけていること、大変良かったと感じています。ただ、全文の 15、16 行目の文章は、子どもに責任を負わせる表現（自らの権利を自覚し）のように感じます。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p> <p>なお、御指摘の「参加を前提としながら・・・」ですが、「大人とこどもが対等な立場で協力し」に、その意を込めています。</p>
29	前文	<p>「こどもたち自身が自らの権利を自覚し、人を思いやる心を持ちながら、自分らしく社会へ羽ばたいていくことを望みます。」</p> <p>➡ 「社会へ羽ばたいていく」というのはどういう状況を指すのかわかりません。こどもはすでに社会の中にいます。</p> <p>例えば「こどもたち自身が自らの権利を知り、人を思いやる心を持ちながら、自分らしく生きていくことができるような社会を望みます。」ではいかがでしょうか。大人側がこども達に対して望み願うのではなく、社会がそうであるように願うということではないでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>
30	前文	<p>こどもの声に耳を傾け、その思いを大切に受け止め、共に考え、行動することで、権利の主体であるこどもたちが晴れた心で安心して笑顔で過ごせるまちを目指します。</p> <p>➡ 「晴れた心」「笑顔で過ごせる」こども達はそうでなくてはならない、という大人側の理想の押し付けを感じさせます。</p> <p>心が晴れなくても、笑顔でいられなくても、ありのまま受け止めてもらえるからこそ、安心して過ごせるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、「権利の主体であるこどもたちがどんなときも安心して自分らしく過ごせるまちを目指します。」ではいかがでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>
31	前文	<p>「晴れた心」というのはどのような状況をいうのでしょうか。</p> <p>「曇りのない心」「陰りのない心」という意味でしょうか。</p> <p>子どもたちはいつでも「晴れた気持ち」でいられるわけではないので、「自分に自信をもち他者と共に」「自分を大切にしてお互いに」といった表現のほうが良いように感じます。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>
32	前文	<p>「晴れた心で」「誰もが生きてきてよかったと思えるような」などは、子どもにその状態を押し付けるように感じます。</p> <p>大人が子どもに「望む」という表現も控えた方が良いと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>
33	前文	<p>最後の一文で「こどもの権利とは何かを絶えず考え、日々の中で問い直しながら、全てのこどもの権利が保障され・・・」とある。具体的な「こどもの権利」を共有できるように、国連で制定された「子どもの権利条約」の4つの柱「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を前文で明示してはどうか？</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
34	前文	<p>「私たち大人は」「桑名市民全体で」「桑名市は」など、複数の主語が登場しますが、この前文は、「誰」の言葉として発せられているのか、理解できませんでした。市長の言葉？桑名市役所？桑名の大人？</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
35	前文	<p>抽象的な表現については解説書に具体的記述をしていただきたいと思います。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
36	前文	<p>前文が長いと思います。良いことを書いているのに、同じような表現が多く、読み手にとって、もっとシンプルに読みやすくすべきだと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>
37	前文	<p>前文全体、言葉を寄せ集めたような感じの文章です。前文は、条例の理念を表現する肝となるものです。前文だけではなく、条例全体にも言えることですが、権利主体はこどもです。この権利条例を行使して自分たちの権利保障を進めていけるとこどもたちが実感できる、希望の持てる文章にしてほしいです。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>
38	前文	<p>抽象的な表現が多く、心に響きません。</p>	<p>御意見を踏まえ、前文の内容を見直しました。</p> <p>修正後の条例案を御参照ください。</p>

番号	箇所	御意見	回答
39	前文	小中学校に出向き、ワークショップをしてこどもたちの声を聴いてこられたと思いますが、その声はどこに反映されているのでしょうか？	御指摘の箇所については、小中学生との意見交換で実際に出た御意見や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査で多かった御意見を基に作成しています。 逐条解説（案）も御参照ください。
40	前文	前文には、「子どもたちは友だちと仲良く遊び」「思いやりのある言葉に包まれ」「優しいまち」「社会へはばたく」「やさしいまち」という美しく抽象的な言葉があります。それが子どもの思い、おとなの思いであるということ、委員会の皆さまが子どもやおとなへのワークショップで知り得たことです。そのことが根拠にあるということが示されるとよいかと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
41	第1条 （目的）	第2条の用語の定義では、「こども」「市民」「保護者」「育ち学ぶ施設」の順ですが、目的では、「市民」より「保護者」が前に並べられています。特別な意味があるのでしょうか？	御意見を踏まえ、第2条を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説（案）を御参照ください。
42	第1条 （目的）	2行目で「こども」に役割を負わせています。大人の考えがちな所ですが、「権利をいう前に責任（義務）を果たせ」という考え方がみえます。この子どもの権利に関しては、権利と義務がセットではありません。ここは、削除していただきたい。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
43	第1条 （目的）	こどもの役割が記述されていますが、児童の権利に関する条約を見る限り、こどもにその責任を負わせるような考えを示す記述はありません。どこまでもこどもの権利を保障するために、締結国がすべきことを中心として、国家間にまでその責任を問うているのが子どもの権利条約です。こどもの役割を入れることはその理念に反するものと考えます。いかがでしょうか。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
44	第1条 （目的）	こどもに「果たすべき役割」があてがわれていますが、こどもの権利を保障するのは大人の役割です。こどもは権利の主体であるにもかかわらず、これまで大人側がこどもの権利を保障してこなかったことを「真摯に問い直」（前文より）し、その上で条例が作られるのであれば、「果たすべき役割」を課されるのは大人側だけであると思えます。子どもの権利条約にもこどもに役割や責任を課している文章はなく、子どもの権利条約の精神に反しているのではないのでしょうか。再考をお願いします。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。

番号	箇所	御意見	回答
45	第1条 (目的)	こどもに「役割」を課すのはおかしいです。こどもは、あくまでも権利を保障される存在です。こどもに責任を負わせるような表現は避けるべきです。この条例が実行されるために果たすべき役割があるのは、市、保護者、市民、及び育ち学ぶ施設です。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
46	第2条 (用語の定義)	(1) こどもは「市民」であることはもちろんですが、「市民」の定義が(2)となっているため、(1) こどもの用語定義に「市民」という用語があることに違和感があります。(2)で「市民」が定義されるのであれば、(1)では以下の案になるのではないのでしょうか。 また、以降の条文においても、こどもと市民の線引きが曖昧であり、市民の役割を際立たせる必要もあることから、以下の案を希望します。 ➡ 18歳未満の者、市内に住所を有する18歳未満の者	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
47	第2条 (用語の定義)	(1) こども 18歳未満の市民とその他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。とあるが、「…等しく権利を認めることが適当である」と判断する手段は何でしょうか？ 子ども基本法には「心身の発達の過程にある者」とあります。こども家庭庁が作成したパンフレットでは「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体発達の過程にある人を『こども』」としています。」と解説しています。この「心身の発達の過程にある者」という表現を用いてはどうでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
48	第2条 (用語の定義)	「市民」の定義が(2)となっているので、こどもの定義に「市民」と入れるのはおかしいです。 「18歳未満の者」でよいのではないのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
49	第2条 (用語の定義)	市民に「事業活動その他の活動を行う者又は団体」を含められ、後の条文の表現に無理が生じている部分があるので、個人と区別してはいかがでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
50	第2条 (用語の定義)	「市」の定義は必要ないでしょうか？この後、市を主語にした条文が多数記載されていますが、誰の責任の元、どの機関が責任を持って、施策を進めるのか、不明瞭なまま条文を読むこととなります。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
51	第3条 (特に大切なこどもの権利)	(3) がとても抽象的ですが、どのような基準でこの権利にしたのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
52	第3条 (特に大切なこどもの権利)	(3) 以外は具体的な権利ですが、(3) だけがとても抽象的です。 加えて(1) (2) (4)～(10) は、すべて「幸せに育ち、生きる権利」です。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
53	第3条 (特に大切なこどもの権利)	「差別されない」「プライバシーを守られる」等は、こどもは受け身の立場なので受動態の表現なのは理解できますが、「医療」と「教育」は、こどもが主体なので、「医療を受ける権利」「教育を受ける権利」という表現も可能です。医療と教育を、受動態で表現している意図はありますか？	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
54	第3条 (特に大切なこどもの権利)	(7) 医療を受けられる権利、(9) 教育を受けられる権利の2文について「…られる」という受け身の表現はおかしいと思います。子どもを主体に考え、(7) 医療を受ける権利、(9) 教育を受ける権利と表現すべきだと思います。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
55	第3条 (特に大切なこどもの権利)	(9) 教育を受けられる権利は、学ぶ権利にしたほうが、こどもが学習主体としての権利をもっていることが明らかになります。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
56	第3条 (特に大切なこどもの権利)	(9) は「学ぶ権利」としたほうがよいと思います。こどもが学習の主体としての権利を持っていることを明白にできます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
57	第3条 (特に大切な子どもの権利)	この数字の並び順に意味があるのでしょうか。あるのであれば解説書にかいていただきたい。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
58	第3条 (特に大切な子どもの権利)	なぜこの10の権利なのでしょう。そうなった経緯を解説書に書いていただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
59	第3条 (特に大切な子どもの権利)	なぜ、この順番なのでしょう。(1)から(10)までの並び順は議論されてこの順番になったのでしょうか?思いついた順に並べたような感じがします。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
60	第3条 (特に大切な子どもの権利)	第2章 せっかく独立の章として設けている権利条項があまりに貧弱です。多くの先行条例では、一つ一つの権利を独立した条文の中で規定し、抽象的なものをさらに具体化するように項目立てています。なぜそのような構成になっていないのでしょうか。 また、(1)から(10)までの並べ順もきちんと議論されたのでしょうか。 最も重要なことは「差別されない」ということでしょうか。 思いついた順に適当に書き並べていったようにしか見えません。後発なので、先行条例から多くのことを学んで、さらに豊かな権利条項にできたのではないのでしょうか。 桑名市では、他市では権利として書かれていないものも、これも権利として保障しているんだ、といえるような項目が見当たらないのは残念です。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
61	第3条 (特に大切な子どもの権利)	(1)～(10)は、読んでいて、これ以外のことは「特に大切ではないのか」と疑問を感じました。 些細なことも包括できる表現を求めます。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
62	第3条 (特に大切な子どもの権利)	体験の格差が問題になっています。子ども時代に、どれだけの体験をすることができるか、子どもの成長に大きな影響を与えます。(10)は「休む権利」とし、(11)に「遊ぶ権利、体験する権利」を作っていただきたい。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
63	第3条 (特に大切な子どもの権利)	とても重要な「参画する権利」が抜けています。意見表明が保障されるだけでなく子どもに関わるすべてのことにおいて、それを話し合う場に子どもが参画することが重要です。日本の子どもたちに保障されていない重要な権利です。よって是非桑名市の条例には、「子どもに関わるすべてのことにおいて参画する権利」を入れてください。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
64	第3条 (特に大切な子どもの権利)	「参画する権利」を入れていただきたい。意見を表明し尊重されるだけでなく、「参画」が保障される必要があります。 (案)「子どもに関わるすべてのことにおいて、それを話し合う場に子どもが参画する権利」「子どもに関わる全ての話し合いにおいて子どもが参画する権利」	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
65	第3条 (特に大切な子どもの権利)	条項の追加希望について 第3条において、「休み、遊ぶ権利」が、他の権利と共に大切なものとして保障されなければならないとされていますが、素案ではこれに対応した具体的な条項がありません。 例えば、休むことに関しては、子どもが休みたいと意見を表明したときには市・保護者・市民・育ち学ぶ施設が子どもの意見を受け止めて尊重すること、休むための具体的な場が保障されることなど。 また、遊ぶ権利については、市が各年齢に応じた遊び場の充実や整備、子どもがその場所につながるように環境を整えること、遊び場を運営する市民や市民団体を支援することなど考えられると思います。 ぜひ、具体的な条項として加えて頂きたいと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
66	第3条 (特に大切な子どもの権利)	大きな権利と具体的な権利が混在しています。また、「可能」と「受け身」の「れる・られる」も混在しています。全体としてどのように整理をされたのでしょうか。市民に伝わるように再考していただくことを希望します。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
67	第3条 (特に大切な子どもの権利)	各項の具体的な内容が示されていないため、分かり辛く感じました。 例えば、第2項の「子どもにもっともよいことが考慮される」とは、どのような状態でしょうか? 桑名市の小中学校の再編計画は、「子どもにもっともよいことが考慮」されているのでしょうか? 市の都合、大人の都合はないのでしょうか? 様々な権利を列記することは簡単ですが、実効性のある中身や表現にした方が良いと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
68	第3条 (特に大切な子どもの権利)	第2章は、特に大切な子どもの権利を述べている章です。その割には単に子どもの権利を並べただけになっています。一つ一つの権利を具体的に規定する内容にする必要があると考えます。とても脆弱で貧弱な章になってしまっています。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
69	第3条 (特に大切な子どもの権利)	「特に大切な子どもの権利」の(1)～(4)までは、子どもの権利条約でうたわれている一般原則です。この4つの条文は、全条文の大前提となっている条文で、他の個別の権利とは位置づけが違います。(5)～(10)にあげられている権利も、確かに大切な権利なのですが、(1)～(4)までとは違います。桑名市として、特に大切にしたいという意志を表現したいというのであれば、一般原則とは別に表記してはどうでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
70	第3条 (特に大切な子どもの権利)	これだけ細分化しない方が覚えやすいのと、さまざまな解釈ができるという点でよいかと思えます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
71	第3条 (特に大切な子どもの権利)	特に大切な子どもの権利として10の権利が挙げられていますが、このうち条文内で十分に言及されていない項目もあるように見えます。それぞれとても重要な権利だと考えますので、これらの権利をそれぞれ項目立てする等、具体的に条文内で取り扱い、積極的な対応を促して頂きたい。例えば、「衣食住」「医療」など。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
72	第4条 (こどもの役割)	たった一文ですが、それだけに、「理解し、尊重する」は、様々な広がりのある解釈が可能です。 子ども達は、何について、どこまでやれば、人の権利を尊重したことになりますか？ 市や育ち学ぶ施設が「努めます」が多いのに対し、子どもは「尊重します」と断定的。バランス的にも、違和感はないでしょうか？暴力、体罰、虐待等々、広く社会を見ても、子ども達の権利を侵害してきたのは、大人ではないでしょうか？子どもに、ことさらに役割を記載する意味。削除するか、別の表現に変更できないでしょうか？	委員会としても、子どもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、子ども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、子ども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体である子どもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
73	第4条 (こどもの役割)	先ず、大人の役割が先ではないのですか。権利保障と引き換えに、子どもに義務を負わせているような印象を受けます。この条文は削除すべきだと思います。これ以降も、子どもが主体的に取り組むことを推奨しているように見えてはいますが、実は子どもに責任の一端を担わせようとするような印象を受ける条文が散見されます。第16条第3項も必要ですか？	委員会としても、子どもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、子ども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、子ども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体である子どもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
74	第4条 (こどもの役割)	「子どもは、自分と他の人それぞれに権利があることを理解し、尊重します」について ➡「こどもの役割」としてこの4条があるのは、子どもに責任をもたせる意味になり、また、自分の権利を知り、主張する子どもにしか権利を認めないと考えているようでおかしいと思えます。	委員会としても、子どもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、子ども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、子ども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体である子どもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。

番号	箇所	御意見	回答
75	第4条 (こどもの役割)	前述しましたが、こどもの役割は必要ないと考えます。「自分と・・・尊重します。」は、こどもだけに課せられる役割ではありません。市・保護者・市民・育ち学ぶ施設すべての役割です。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
76	第4条 (こどもの役割)	子どもに役割を負わせるものではありません。子どもの権利を保障するのは、大人であり社会です。ここは、必ず削除してください。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
77	第4条 (こどもの役割)	「こどもの役割」は必要でしょうか。必要ないと考えます。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
78	第4条 (こどもの役割)	【第1条、第4条】人権は無条件にもっているものなので、この条例に、こどもの(果たすべき)役割を盛り込むことは筋が違うのではないのでしょうか。こどもの役割を外せないとしたら、その理由を知りたいです。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。

番号	箇所	御意見	回答
79	第4条 (こどもの役割)	第1条へのコメントと同じく、こどもに役割を課すのは子どもの権利条約の理念に反するため、削除していただきたいです。 自分と他の人それぞれに権利があることを理解できるには、まずは自分の権利が守られて尊重されながら安全・安心のなかで育ち、それが当たり前になっているからこそ初めて他の人の権利を理解し尊重できるようになります。(そういった意味では、今の大人たちのほとんどは自分が持っている権利すら理解するのが難しいと思います。) 「役割」として、そうしなさい、と課すものではないと思います。	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
80	第4条 (こどもの役割)	第3章のタイトル「役割」を削除することはできないでしょうか。以下を提案します。 ・ 第3章 こどもの権利を保障するための役割の変更 ・ 第4条の変更 ・ 各役割の削除 (案) 第3章 子どもの権利を保障するために大切なこと 第4条 こどもを含むすべての人はそれぞれに権利があることを理解し、尊重しあいます。 (市)… (保護者)… (市民)… (育ち学ぶ施設)…	委員会としても、こどもに義務を課すべきではないと考えています。その上で、小中学生との意見交換などを通し、こども達から、自分達にも役割があるべきとの御意見をいただきました。また、こども同士の間でも、いじめ等の権利侵害は起こることから、大人だけでなく、権利の主体であるこどもも、お互いに権利を尊重する必要があると考えます。 そうしたことも踏まえ、本条例第4条では、「役割」を示す形で「尊重します」と規定することとしました。 なお、「義務」と「役割」では、意味合いが異なるものと考えます。
81	第5条 (市の役割)	「市民及び育ち学ぶ施設と連携・協議し」という文言があります。ここでの「育ち学ぶ施設」とは市内に限定した施設のことを言っているのでしょうか？桑名市在住で障害や病気の関係で市外の学校(四日市市のきらら学園等)に通わざる負えない子供もおり、もし市内に限定しているのであれば、「育ち学ぶ施設」に市外を含めた文言への変更をご検討いただけないでしょうか？第1章の「育ち学ぶ施設」の用語の定義には、「市内にある…」と記載があり、市内に限定しているように見て取れるように感じました。	まず、法律の規定がない限り、市外の施設を本市の条例で対象することはできないものと認識しています。 ただし、本条例の「こども」は、第2条の定義により、本市に住所を有する限り、市外の施設に通うこどもも対象となります。従いまして、施設に対する直接的な条例の効力は及ばないものの、市は、「こども」の権利を保障するため、本条例の規定に従い、可能な範囲で協力を求めることになると考えます。 なお、本市に住所を有しない場合(第2条第3号に規定する「市民」に該当する場合は除く)、法律のほか、県又は住所を有する自治体における条例が適用されるものと認識しています。
82	第5条 (市の役割)	第1項の「まちづくり」がどのようなものか具体的にないため「こどもの権利を保障するための施策を推進します。」ではないかがでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
83	第5条 (市の役割)	第1項「まちづくりを推進します」を「施策を推進します」に変更していただきたい。まちづくりに範囲が定まっていないため、広範囲を想定しているのか、狭い範囲のまちづくりなのかの理解がしにくいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
84	第5条 (市の役割)	第1項で、「こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進します」と言い切っていますよね。そして、続く、第2項と第3項は、「こどもの権利を保障するためのまちづくりを推進」するために必須の内容なので、「努めます」ではなく、「推進します」が適切ではないでしょうか？条例が制定されようが、されまいが、これまでも「努める」ぐらいのことはやっているとあります。にも関わらず、相変わらず、「努力はします…」では、条例制定の意味が問われるように思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
85	第5条 (市の役割)	第2項「環境整備に努めます」ではなく、「人材育成と環境整備に努めます」さらには、「人材育成と環境整備を推進します」にしていだけないでしょうか。	委員会としても人材育成は必要と考えており、別の条で個別に規定しています。 なお、本条の「環境の整備」については、逐条解説(案)を御参照ください。
86	第5条 (市の役割)	第2項について、環境の整備だけでなく、それをする人材の育成も必須だと考えます。努めます、ではなく推進します、ではいかがでしょうか。	委員会としても人材育成は必要と考えており、別の条で個別に規定しています。 なお、本条の「環境の整備」については、逐条解説(案)を御参照ください。
87	第5条 (市の役割)	第3項「機会の確保に努めます」ではなく、「機会を確保します」にしていだけきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
88	第5条 (市の役割)	第3項について、子どもが多く時間を過ごす、育ち学ぶ施設で権利を学ぶことは非常に大切で有効だと考えます。機会を確保します、としていだけきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
89	第5条 (市の役割)	「努めます」ではなく、「整備します」「確保します」という表現にして、市はこの条例を通して子どもの権利保障に取り組む姿勢を表現してほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
90	第6条 (保護者の役割)	第1項「子どもに愛情をもって接し、子どもの気持ちを尊重」すべきなのは、社会全体であって、保護者のみにこれを強要すべきではないと思います。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
91	第6条 (保護者の役割)	第1項について、保護者に第一義的な責任があるのはもちろんですが、「愛情」という具体的でない、人によって様々な感情や行動を伴うものを「もって接し」というのは乱暴だと思いますし、それを「しなければなりません」という強要の文章になっているのは非常に冷酷な印象を受けます。子育てをする中で、多くの保護者が、自分が子どもに愛情が持てないように感じることもあるものです。「愛情を持って接し」は削除して「保護者は、子どもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識し(または、知り)、子どもの権利を理解し子どもの気持ちを尊重します。」ではいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
92	第6条 (保護者の役割)	第2項は「努めます」にしていだけきたいです。 第3項も同じく。「基本的な生活環境を整え」ることが難しい保護者もいますが、その状況に陥っているのは決して個人だけの責任ではなく、社会的な様々な要因が積み重なっていることが多くあります。「基本的な生活環境を整え」ることが難しい保護者のもとにいたとしても、子どもが安全安心に生活できる環境を整えるための様々な支援をするのは、市、市民及び育ち学ぶ施設の役割ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
93	第6条 (保護者の役割)	「保護者は、子育てが一人でするものではないことを自覚した上で、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携し、子どもを見守っていくよう努めなければなりません」 ➡ 一方では、プライバシーの権利を言い、一方では市、市民及び施設と連携し、子どもを守っていくように努めなくてはなりません…と、あります。私の経験から、市、市民及び施設と連携することは、その子どもの生活環境(食べ物のアレルギーのある無し…)を含んだ生活のバックボーンを市、市民及び施設は知らなくては一緒に生活できないのでは…。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
94	第6条 (保護者の役割)	第3項の子育ては一人でするものでないことを自覚するの、社会全体であって、保護者のみではないはず。保護者は「自覚」しているにもかかわらず、ワンオペ育児にならざるを得ない現状があるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
95	第6条 (保護者の役割)	第3項「子育てが一人であるものではないことを自覚した上で」は削除いただきたいです。 自覚を強要しているように感じてしまいます。以下を提案します。 (案) 子育ては一人であるものではないことを知り、	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
96	第6条 (保護者の役割)	第3項について、「自覚」とは、自分の置かれている位置・状態、また自分の価値・能力などをはっきり知ることです。ここで自覚という言葉を使うと、子育てを一人でやらざる負えない状態で辛いのは「自分の子育て能力を自覚していなかった自分の責任」などと感じさせてしまい、「連携できないのも自分の自覚が足りないからだ」と自分を責めてしまうことが想像できます。おそらく社会的に不利な環境の家庭が「無園児」や「乳幼児健診の未受診」などで孤立してしまうことのないように、市などと連携してもらって見守りを強化したいということだと思いますが、「自覚」を持って、という「自己責任」にも感じられる言葉を使うことによって、より孤立を深めることになると思います。よって「自覚」ではなく、「保護者は、子育てが一人では難しいということを知り、市、市民及び育ち学ぶ施設と連携しながら一緒に子どもを見守っていくよう努めます。」ではいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
97	第6条 (保護者の役割)	「自覚した上で」とありますが、子育てを誰かに頼ることができなかつたり、頼り方がわからなかつたり、頼ること自体不安だつたり、頼っていいことすらわからない親やこれから親になる人がいます。自覚する手前で、どうしてよいかわからない多くの親の支援が必要であるのに、自覚を強要しているような文章は止めて、「子育ては一人であるものではないことを知り」としてはどうでしょうか？	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
98	第6条 (保護者の役割)	「保護者は、子育てが一人であるものではないことを自覚した上で」の部分について、「保護者は、子育てが保護者だけであるものではないことを自覚した上で」という表現の方がよいように思います。理由は、「一人で」という表現だと保護者が2名以上いる場合に誰か一人が担っている、というイメージをもたれかねないということです。「保護者だけで」の表現の方が、保護者の人数や状況（夫婦・祖父母・シングルの場合など）に左右されない表現になるかと考えます。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
99	第6条 (保護者の役割)	「保護者は、子育てが一人であるものではないことを自覚した上で、市、市民及び育ちを学ぶ施設と連携し、子どもを見守っていくよう努めなければなりません」について ➡ 「自覚」、「努めなければなりません」ということばが厳しいと感じます。ふたつの言葉から「責任」を連想します。せっかく保護者だけで育てるのではなく地域で子育てしましょうと言っているのだから表現を変えた方がよいと思います。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
100	第6条 (保護者の役割)	保護者に「～しなければなりません」と強い表現になっていることに違和感があります。 「尊重します」「努めます」にしていだけないでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
101	第6条 (保護者の役割)	第3項の主語は、「市、市民及び育ち学ぶ施設」で、「保護者と連携する」のが良い（保護者の役割ではない）と思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
102	第6条 (保護者の役割)	「なりません」という表現は、上から目線で強い表現です。 「尊重します」「努めます」という表現にしていだけないでしょうか？	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
103	第6条 (保護者の役割)	いずれも大切なことではありますが、すべての項目で「なりません」のような強い禁止の表現は、強すぎるように感じます。これから、桑名市に移住しよう、桑名市で子育てをしようと考えている夫婦が、この条文を読んで、どういう気持ちになるのか？ を考えると、重すぎるのではないのでしょうか？保護者に過度な責任感を持たせることなく、みんなで子育て、まちぐるみで子育て、そんな気持になれるような、やわらかい表現を期待します。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
104	第6条 (保護者の役割)	<保護者の役割>だけ、文末が「～します」ではなく「～しなければなりません」の命令調であり、保護者が「やって当たり前」のような論調に反発感が沸く。他市町の同様の条例の場合、「努めるものとする」として少し柔らかく感じさせるのは、当事者への配慮なのではないか。（「しなければならぬ」のは国や市の側の責務のはずである）	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
105	第7条 (市民の役割)	第1項「子どもの権利を保障するまちづくりを目指します。」ではなく、「子どもの権利を保障する環境づくりを目指します。」もしくは「子どもの権利を保障するまちの実現を目指します。」ではないでしょうか。まちづくりを目指すのではないように思います。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
106	第7条 (市民の役割)	第1項について、前文からすると、まちづくりをめざすのではないので、「こどもの権利を保障します。」ではいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
107	第7条 (市民の役割)	市民が、子どもとともに、まちづくり？市民にも子どもにも、そのような力はないと思います。市民が、子どもとともに出来るのは、身の回りの環境作りぐらいではないでしょうか？ 第1項を読んで、具体的に動ける市民は、ほとんどいないように思います。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
108	第7条 (市民の役割)	「市民は、子どもを地域で見守り、子どもが地域に参加できる環境づくりに努めます」 ➡ 桑名市の高齢者福祉でも、地域で見守る事が記載されています。『地域で見守る…』と言う事は、それぞれのバックボーン の部分的な事柄は、地域の方々も知り理解する事に繋がるのでは…?!との認識です。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
109	第7条 (市民の役割)	「市民は、仕事と育児を両立しやすい環境づくりに努めます。」 ➡ 市民自らも、仕事と育児の両立ができる環境づくりは必要だとは思いますが、大前提として、勤務先が、そのような環境でないと実現は難しいと思います。第4項の主語は、市内の事業主、事業所ではないでしょうか？	「市民」には、事業所等も含まれます。 逐条解説(案)も御参照ください。
110	第7条 (市民の役割)	第4項「仕事と育児を両立しやすい環境づくり」に努めるのは、個人ができることではなく、事業者等の団体ではないでしょうか。そもそも、「市民」の中に、個人と事業者をひとくくりにして規定することに無理があるのではないのでしょうか。	「市民」には、事業所等も含まれます。 逐条解説(案)も御参照ください。
111	第7条 (市民の役割)	第4項「市民は」ではなく、「事業者は」ではないでしょうか。 市民が「仕事と育児を両立しやすい環境づくり」をすることはないように思います。市民の中の「事業者」ではないかと思えます。	「市民」には、事業所等も含まれます。 逐条解説(案)も御参照ください。
112	第7条 (市民の役割)	第4項は、市の役割でもあります。市民だけの努力に委ねるものではありません。 この項の条文は、市の役割にも入れておくのがよいと考えます。	「市民」には、事業所等も含まれます。 逐条解説(案)も御参照ください。
113	第7条 (市民の役割)	第4項について、ここでいう市民は事業者のことでしょうか。 だとしたら、市民のなかでも事業者は…などと書かないと分かりにくいと思います。	「市民」には、事業所等も含まれます。 逐条解説(案)も御参照ください。
114	第8条 (育ち学ぶ施設の役割)	第3項「様々な手段を活用して」 ➡ 様々な手段では、漠然としていてよく分かりません。よく分からないものを記載する意味が感じられません。具体的に想定している手段があるのであれば、いくつか列記してはいかがでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
115	第8条 (育ち学ぶ施設の役割)	第4項、第5項の「努めます」を「推進します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
116	第8条 (育ち学ぶ施設の役割)	第4項と第5項の「努めます」を「努めなければならない」または「推進します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
117	第8条 (育ち学ぶ施設の役割)	育ち学ぶ施設の役割ですが、子どもの参加がみえません。(あとの条項では参加が謳われていますが、学校等における子ども参加は非常に重要です)自分の学ぶところに子ども自身が参画してつくっていく主体となることを通して本当の意味で学ぶ経験となります。重複しても良いので、入れてください。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
118	第9条 (保護者への支援)	具体的にどのような支援か？	具体的な施策は、市が政策的に判断するものと考えます。 また、本条例は、こどもの権利条例であり、こどもの権利を保障するために行う支援のみを規定しています。決して、その他の支援を行わないということではありません。
119	第9条 (保護者への支援)	「こどもの権利を保障するため」でなければ、支援しないということですか。	具体的な施策は、市が政策的に判断するものと考えます。 また、本条例は、こどもの権利条例であり、こどもの権利を保障するために行う支援のみを規定しています。決して、その他の支援を行わないということではありません。

番号	箇所	御意見	回答
120	第9条 (保護者への支援)	第9条へ下記の事項を追加してほしい 「市は、こどもを養育する保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます。」という内容を追加してほしいです。理由は、第13条の第3項で療育や発達支援を受けられる子の保護者に対し休息できる環境整備に努めると記載されていますが、療育や発達支援を受ける子以外の親も家庭の状況により休息が必要な場面はあると思うからです。 また、その環境が整うことで結果として不適切な養育や虐待の防止となり、こどもの権利が守られることにつながると考えます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
121	第9条 (保護者への支援)	第9条と第10条の「努めます」を「努めなくてはならない。」もしくは「支援をします」「必要な支援を行います。」にしたいです。こどもが多く時間を過ごすのは家庭と学校であり、そこへの支援は効果的であり、必須です。ここに対して必要な支援ができていないかどうかでこどもの生活が大きく左右されると思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
122	第10条 (育ち学ぶ施設への支援)	具体的にどのような環境の整備か…?! 必要な支援とは…?!	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
123	第11条 (市民活動への支援)	第9条、第10条、第11条の市の支援がなぜすべて「努めます」なのでしょう。保護者は「努めなければならない」という表現であったにもかかわらず、市として「しなければいけないこと」はないのでしょうか。 少なくとも「支援します」「必要な支援を行います」にすることはできないのでしょうか。支援は必須だと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
124	第11条 (市民活動への支援)	第11条の「市民による」は必要でしょうか。もしくは、「子どもを支援する人材の育成その他の子ども の権利を保障するための市民による活動に対し、必要な支援を行います(行うように努めます)」に修正 していただけないでしょうか。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
125	第11条 (市民活動への支援)	「市民による」と、どうして限定しているのでしょうか? 下記のようにしてはいかがでしょうか? 「子どもを支援する人材の育成その他のこどもの権利を保障する市民による活動に対して、必要な支援を行います。」	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
126	第11条 (市民活動への支援)	「努めます」ではなく「必要な支援を行います」にしたいです。現状、市民活動でしか行われていないこどもの権利保障の活動が多くあり、こどもの育ちに寄り添う継続的な活動のためには支援は必須です。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
127	第9条～11条 (保護者への支援) (育ち学ぶ施設への支援) (市民活動への支援)	第9～11条は、第5条の「市の役割」に含めても良いのでは? と思いました。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
128	第9条～11条 (保護者への支援) (育ち学ぶ施設への支援) (市民活動への支援)	第5条で指摘した通り「努めます」では、これまでと変わらないのではないかと思います。前文で「全てのこどもの権利が保障され、平和な暮らしの中で誰もが生まれてきて良かったと思える社会を実現」と高らかに宣言しているのですから、「支援します」と言い切らないと意味がないのではないのでしょうか? いちいち指摘しませんが、以降に出てくる、「市」の取り組みに対する「努めます」も同様です。極力、努力のように曖昧としたものではなく、形として推進できるよう、覚悟を決めた条例にしないと、条例が有名無実化してしまうと思われませんが、いかがでしょうか?	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
129	第12条 (こどもの居場所)	「市」が推進する居場所づくり。これは、こども園や学校とは別のものだと理解されますが、具体的には、どのような居場所でしょうか? 「努めます」ではなく「推進します」と前向きな意志を感じます。具体的に想定しているものがあるのであれば、列記していただいた方が、市民がイメージし易いのではないのでしょうか?	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
130	第12条 (こどもの居場所)	「多様な居場所」とはどのような居場所なのかの具体的説明をいれていただきたいです。こどもの権利を保障するためにどのような居場所が必要なのか、を具体的に加筆いただきたいです。詳細については 解説書にいただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
131	第12条 (こどもの居場所)	多様な居場所、安心して過ごせる居場所とは、どんな場所を指すのか具体的に記載していただきたいです。多くの市民には「居場所」といわれてもよくわからないと思います。 また、「こどもが自ら安心して過ごせる居場所を作ることができるよう」というのは、こどもが自分で自分の居場所を作る、という意味でしょうか。自ら、はどこにかかるのか、分かりません。	前段について、貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。 後段について、文字通り、こども自身が居場所をつくることを想定していますが、本条では、そのこども達を支援する人に対して市が支援を行うよう努めるという規定です。 逐条解説(案)も御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
132	第12条 (こどもの居場所)	第2項 こどもが自ら自分で、居場所づくりをすることを求めているように読めるのですが。	文字通り、こども自身が居場所をつくることを想定していますが、本条では、そのこども達を支援する人に対して市が支援を行うよう努めるという規定です。 逐条解説(案)も御参照ください。
133	第12条 (こどもの居場所)	第2項「行うよう努めます」・「行います」ではいけないでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
134	第12条 (こどもの居場所)	第2項 こどもに自分の力で居場所づくりをするよう求めているように読めます。 下線部を下記のようにしてはいかがでしょうか？ 「市は、安心して過ごせるこどもの居場所づくりのため、」「努めます」ではなく「行います」という表現にしていきたい。	文字通り、こども自身が居場所をつくることを想定していますが、本条では、そのこども達を支援する人に対して市が支援を行うよう努めるという規定です。 逐条解説(案)も御参照ください。
135	第12条 (こどもの居場所)	第3項として「市は居場所の意義や必要性について普及啓発を行います。」を入れていただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
136	第12条 (こどもの居場所)	第8条と同じで、子どもの参加がみえません。(あとの条項では参加が謳われていますが、学校等における子ども参加は非常に重要です)自分の学ぶところに子ども自身が参画してつくっていく主体となることを通して本当の意味で学ぶ経験となります。居場所づくりへの子ども自身の参画をお願いします。	委員会としても、居場所づくりへのこどもの参画が必要と考えていますので、本条第2項で、そのように規定しています。
137	第13条 (療育・発達支援等)	第1項の主語は「市及び育ち学ぶ施設」となっていますが、市と育ち学ぶ施設は分けて記載した方が良いように思います。 育ち学ぶ施設には、市立の学校やこども園以外にも、民間が経営する塾やスポーツ教室なども含まれますよね？民間は努力規定で良いとしても、行政は、率先して進めるべきではないかと考えます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
138	第13条 (療育・発達支援等)	「市は、前2項の支援の対象となるこども及びその保護者や家族が休息を必要とする時に休むことができるよう、環境の整備に努めます」 ➡ この中の「休息を必要とする時」という文言について、本当に大変な保護者や家族(医療的ケア児を持つ親など)は、「常に休息が必要」と考えられ、「休息を必要とする時」では、極々、短時間の休息を意味するよう感じるのですが、ご意見お聞かせください。	委員会としても、常に休息が必要な方も見えると考えています。その上で、「必要とする時」という規定は、短時間の休息だけに限るものではないと考えます。
139	第13条 (療育・発達支援等)	すべて「努めます」という表現でよいのでしょうか。「環境の整備を推進します」「必要な支援を行います」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
140	第13条 (療育・発達支援等)	「努めます」ではなく、「推進します」、「支援します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
141	第14条 (学びの機会)	「性別・国籍・障害の有無に関わらず」とあるが、それ以外の様々な”見えにくい要因”(おかれている環境など不平等な状況)に目が向いていないのではないかと。そうした要因で困り感の無かった人が書いたものと思えてしかたない。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
142	第14条 (学びの機会)	第1項「障がい」ではなく、「障害」を使うことについて議論はなかったのでしょうか。	特段議論はしていませんが、市の条例では「障害」という表記で統一しています。また、法律でも「障害者基本法」といったように「障害」を使用しています。
143	第14条 (学びの機会)	第1項「体験の機会」を加筆していただきたいです。(案)体験の機会など環境の整備と	委員会としても、体験の機会を確保することは重要と考えていますが、学びの機会に含まれるものとして規定しています。
144	第14条 (学びの機会)	「市及び育ち学ぶ施設は、性別、国籍、障害の有無に関わらず、自ら適した学びを選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。」 ➡ 「自ら適した学びを選択」の主語を明確にして記載した方が良いと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
145	第14条 (学びの機会)	「市は、家庭等の状況に関わらず、子どもが希望する進路や学校外の学びを安心して選択できるよう、環境の整備と一人ひとりの状況に応じた支援に努めます」 ➡ どのような環境の整備を行うのか・・・？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
146	第14条 (学びの機会)	「市は、何らかの理由で学校に通うことが困難な子どもが、自ら社会的自立を目指し、自ら適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます」 ➡ 自ら適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充とは…？ どの様な場なのか…？！	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
147	第14条 (学びの機会)	第3項「何らかの理由で学校に通うことが困難な子ども」という表記は削除していただきたいです。通わないことを選択している子どももいます。 (案)「何らかの理由で学校に通っていない子ども」	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
148	第14条 (学びの機会)	「市は、何らかの理由で学校に通うことが困難な子どもが、自ら社会的自立を目指し、自ら適した学びの場を選択できるよう、多様な学びの場の拡充に努めます」について ➡ 多様な学びの場の拡充もさることながら、まずは「誰もが通える学校」を学校の姿とすることを条例に加え、また、「多様な学びの場」を拡充するのであれば、子どもの大切な権利である「義務教育」水準の教育を受けることができる「多様な学びの場」であるようにという項目も入れて欲しい。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
149	第14条 (学びの機会)	第3項「社会的自立」とはどのような状態でしょうか。共通理解が必要だと思うため、解説書に説明ください。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
150	第14条 (学びの機会)	第3項「多様な学びの場の拡充に努めます」ではなく、「多様な学びの場を拡充します」と表現していただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
151	第14条 (学びの機会)	「市は、市民及び育ち学ぶ施設に対し、多様な学びの場が必要とされていることを啓発します。」 ➡ 市が、「市民」や「育ち学ぶ施設」に対しての啓発ですか？何のために？「市民」や「育ち学ぶ施設」に、どうなってもらうために？目的が理解できません。どちらかという、多様な学びの場の必要性を現に感じているのは、市民や育ち学ぶ施設の側であって、その要望に、市が応えていくべき内容ではないでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
152	第15条 (子どもに関わる相談)	「多様な相談の場」の「多様」とはどのような場を想定されているのでしょうか。具体的に記述していただきたい。子どもが主体的に行くことのできる場、子どもに身近な場なども含むのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
153	第15条 (子どもに関わる相談)	多様な相談の場、とはどんな場でしょうか。場があってもそこに自分で行けないと相談できませんし、身近な場所、とはどこを想定しているのでしょうか。場の拡充、体制の整備とありますが、子どもにとって「相談する」こと自体に高いハードルがあります。先生や保護者、友達に知られるくらいなら死んだ方がマシ…という状況もあります。匿名で相談できる、チャットやSNSを使った相談の場があることは子ども達にとっては重要です。そういった相談窓口も拡充を求めます。 また、「努めます」ではなく、「拡充します」、「体制を整備します」、「育成します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
154	第15条 (子どもに関わる相談)	第1項「多様な相談の場を拡充します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
155	第15条 (子どもに関わる相談)	「市の直接相談の窓口は、子どもが自分で行ける場所、なじみのある場所に設置されること」が必要と考えます。	委員会としても同様に考え、「子どもが身近な場所」という文言を加えています。
156	第15条 (子どもに関わる相談)	第2項の育ち学ぶ施設の体制整備に、第三機関の関与(参画)は必須だと考えます。「アドボカシー機能」を明示していただきたいです。 (案)子どもが安心して相談できるアドボカシー機能など体制の整備に努めます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
157	第15条 (子どもに関わる相談)	第2項の当該施設とは、どこを想定しているのでしょうか？また、どのような体制を想定しているのでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
158	第15条 (子どもに関わる相談)	第3項は、どのような環境を想定しての条文でしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
159	第15条 (こどもに関わる相談)	第4項 どのような体制を想定し、どのような支援者を想定しているのでしょうか。解説書に示していただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
160	第15条 (こどもに関わる相談)	第4項「連携体制を整備します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
161	第15条 (こどもに関わる相談)	第5項は、どのような支援者を想定しているのでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
162	第15条 (こどもに関わる相談)	第5項「支援者を育成します」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
163	第15条 (こどもに関わる相談)	こどもの相談を受けた者は、こどもに関する情報を文書化することになると思いますが、その文書の公正さは、どのように担保されますでしょうか？こどもにとって不利益な情報が、関係機関に出回ることがないよう、こども本人や保護者の意見を聴取するなどの配慮が必要に思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
164	第15条 (こどもに関わる相談)	「育ち学ぶ施設」での相談受付について、子どもの声を効果的に反映させるためには、独立した第三者による関与が不可欠だと考えます。施設職員は利害関係者のため、子どもが不利益を受けるかもしれないという不安が拭えず相談しにくい。こどもアドボカシーの原則として、第三者の独立性が保障されることで、子どもは安心して自分の意見を自由に述べることができ、施設や大人の影響を受けない公平な意見表明が実現します。 特に、子どもの権利を守り、彼らのニーズを適切に代弁するためには、施設内の職員や関係者に依存せず、独立した第三者が話を聞く体制を強化することが重要です。これにより、子どもの声が客観的かつ正確に行政に届き、実効性のある支援が提供されることが期待できます。 このため、条例に独立した第三者の配置を明記し、アドボカシー活動の実施において、施設と協力しながらも外部の独立した視点を組み込むことを提案します。これにより、子どもの権利保護がより確実なものとなり、条例の実効性がさらに高まると考えます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
165	第15条 (こどもに関わる相談)	第15条のこどもに関わる相談と後述される第23条の救済制度とは密接に関係しています。条文としてつなぐことは出来ないのででしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
166	第16条 (こどもの意見表明)	「こどもは、自由に自分の意見を表明することができます」、「3 こどもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します」について ➡ こどもが意見表明を行うときに、このような注文をつけるのはおかしい。意見表明の場を主催するものが配慮することで、意見表明するこどもに強いる必要はないと思う。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
167	第16条 (こどもの意見表明)	第3項は、第4条(こどもの役割)へのコメントと同じ理由で削除いただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
168	第16条 (こどもの意見表明)	第3項について、こどもに約束する内容ではないため違和感があります。第16条第2項で足りているので、外してはいいのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
169	第16条 (こどもの意見表明)	第3項は必要ありません。削除してください。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
170	第16条 (こどもの意見表明)	第4項「こどもが意見を表明しやすいアドボカシー機能などを含めた環境づくりに努めます。」にしていきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
171	第16条 (こどもの意見表明)	「自分でうまく意思を伝えられないこどもに対し」 ➡ だけではないですね？すべてのこどもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて意見を代弁する必要があるかと思えます。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説(案)を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
172	第16条 (こどもの意見表明)	「アドボカシーの精神に則って」 ➡ はい、市民さん、保護者さん。今日から、条例に記載の通り、「アドボカシーの精神に則って」って、こどもの意志をくみ取り、こどもの意見を代弁するように努めてくださいねー!これで、どれだけの市民が、理解して、行動できるのか? 意味は理解できても、アドボケイトは簡単にできることではないと思います。アドボケイトの市民講座の開催を想定してのことなのではないでしょうか? 普段、市民が耳慣れない用語や、「精神に則って」など、多様な解釈がされうる用語は、条例に相応しくないと思います。誰もが、誤解なく理解でき、実際に行動に移せる表現が良いと思います。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説(案)を御参照ください。
173	第16条 (こどもの意見表明)	第5項について、アドボカシーは自分で上手く意思を伝えられない子どもの代弁をするだけのものではありません。アドボカシーの誤解につながるため、「自分でうまく意思を伝えられない子どもに対し」を削除してください。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説(案)を御参照ください。
174	第16条 (こどもの意見表明)	唐突に「アドボカシーの精神に則って」という文言が使われ、一般的な施策のような書きぶりに感じられる。このアドボカシーの考え方は、児童養護施設など「社会的擁護の対象者であるこどもの声を代弁する」ことからであり、まずは一般論ではなく特別な支援を定着させ充実を図るべきではないのか。そのように考えると、社会的に弱い立場への配慮が伝わってこない。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説(案)を御参照ください。
175	第16条 (こどもの意見表明)	第5項のアドボカシーは、うまく意思が伝えられない子どもの代弁だけをするものではありません。アドボカシーの誤解につながるため、削除をお願いします。その代わりに、4項の下線部分を「こどもが意見を表明することを保障するためにアドボカシー理念に基づく環境づくりに努めます」としていただきたい。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説(案)を御参照ください。
176	第16条 (こどもの意見表明)	「5 市、保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対し、アドボカシーの精神に則って、その意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見を代弁するよう努めます」 ➡ 「自分でうまく意思を伝えられない子どもに対し」とあるが、アドボカシー活動は弱者の声を届けるということで社会的に弱い立場である子ども全般に対して行われているものだと思う。「自分でうまく意思を伝えられない子ども」という表現は間違っていると思う。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案及び逐条解説(案)を御参照ください。
177	第16条 (こどもの意見表明)	第5項について、こどもが安心して意見を表明できる具体的な場所を記述してください。	第5項も含めた本条の考えを確認する質問と受け止めましたが、こどもが安心して意見を表明できる場所は、こどもによって異なるものであり、場所を限定するものではないと考えます。
178	第16条 (こどもの意見表明)	子どもが意見を表明する具体的な場所や相談窓口が記載されていない点は、実効性を損なう恐れがあります。市内の学校や市民活動団体との連携による相談体制の整備が必要です。これにより、条例が実効性を持つものになります。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
179	第17条 (こどもの参加)	「こどもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加」 ➡ 「市のまちづくり」って何でしょうか? 道路を作ったり、工場を誘致したり、予算を検討したりすることにも、参加できるのでしょうか? そういう意味ではないと思います。「まちづくり」という言葉は、広く、曖昧です。1項は削除、または、具体的に範囲を絞らないと誤解を招くように思われます。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
180	第17条 (こどもの参加)	第1項「こどもは市のまちづくりに参加することができます」ですと、参加の範囲が狭く感じられるので(まちづくりという概念が狭義にとれるため)、以下を提案します。 (案)「こどもは、市民の一員として社会参画することができます。」にしていきたいです。	委員会としても、こどもの参画及び社会参加が重要であると考えています。その上で、第2項で「こどもの意見が反映される仕組みづくり」を規定し、こどもの参画を、また、第4項で、こどもの社会参加を促進する目的で、市民がこどもの多様な社会参加に協力する規定を設けています。
181	第17条 (こどもの参加)	第1項では、こどもの社会参画を、まちづくりだけに限定しています。子どもに関わるすべてのことにおいて、こどもが参画できることを保障する条文にしていきたい。また、「参加」ではなく「参画」としていただきたい。 よって、下記のような条文にしていきたい。 「こどもは、市民の一員として社会参画をすることができます。」	委員会としても、こどもの参画及び社会参加が重要であると考えています。その上で、第2項で「こどもの意見が反映される仕組みづくり」を規定し、こどもの参画を、また、第4項で、こどもの社会参加を促進する目的で、市民がこどもの多様な社会参加に協力する規定を設けています。

番号	箇所	御意見	回答
182	第17条 (こどもの参加)	第1項「市のまちづくり」とは具体的にはなんのでしょうか。こどもは社会のなかの「まちづくり」だけに参加するわけではないと思いますし、「することができる」、ではなく、して当たり前なので「市民の一員として社会参画します。」ではないのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
183	第17条 (こどもの参加)	第2項の施策等に子どもの意見が反映される仕組みづくりは非常に大事です。ぜひ、具体的に制度(子ども委員会等 後述の権利擁護の委員会とは違います)を設けていただきたいと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
184	第17条 (こどもの参加)	第2項、第3項「努めます」→「推進します」にしたいと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
185	第18条 (市民との協働)	「専門性を有する市民」 ➡ 誰が、どのように、どういったタイミングで選定するのでしょうか？ 専門性の多少に関係なく、声大きい人の声が通りやすいのが、ありがちな世界だと思います。「尊重」という限りは、その人の声を、優先的に考え、重んじる必要があります。となれば、専門性を有する市民は、誰もが納得するような市民であるべきだと思います。専門家を選定する具体的な基準を明確にすべきだと思いますが、いかがでしょうか？	協働する施策によって必要な専門知識は異なり、明確な基準はないものと考えます。施策の内容や当該施策に必要な専門資格等を踏まえて判断すべきものと考えます。
186	第18条 (市民との協働)	「まちづくりの推進」と活動の範囲が狭められているように感じます。以下を提案します。 (案) こどもの権利を保障するために、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するように努めます。 ※第17条、第18条で「まちづくり」を明記している理由とお考えをお聞かせください。	本条例は、こどもの権利を保障することを目的とし、そのためには、こどもの権利を保障するためのまちづくりが必要と考えています。
187	第18条 (市民との協働)	第17条と同じく、どうして「まちづくり」に限定されているのでしょうか？ よって、下記のような条文にしたいと思います。「こどもの権利を保障するために、専門性を有する市民の知見を尊重し、協働するよう努めます。」	本条例は、こどもの権利を保障することを目的とし、そのためには、こどもの権利を保障するためのまちづくりが必要と考えています。
188	第18条 (市民との協働)	第17条と同じく「まちづくりを推進するに当たって」だけでなく「こどもの権利を保障すること全てにおいて、専門性のある市民の知見を尊重し協働するよう努めます。」にしたいと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
189	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	「犯罪、事故その他の危害から守る」だけにとどまっており、子どもの生活すべてを網羅しての安心・安全のとらえ方がされていない。それ以前の問題、すなわち「衣食住」とか適切な養育など最低限の条件が整うことなくして、こどもの安心につながらないといった基本的な視点が欠如している。	衣食住が脅かされることは、「その他の危害」に含まれるものと考えます。また、第3条で、特に大切なものとして保障されなければならない権利として「衣食住が確保される権利」を規定しているため、個別の規定はないものの、条例全体としては、当該権利を意識して作成しています。
190	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	どのような場合でも、こどもの最善の利益は考えられる必要があります。 よって、「ただし」を入れる必要はないと考えます。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
191	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	「ただし、災害の発生時並びに復旧・復興時においては…」 ➡ なぜ、「ただし」なのでしょう？「安全を確保した上で、こどもにとって最善の利益を考える」のは、災害発生時だけではありませんよね？「ただし」は不要だと思います。敢えて書くなら、「なお」ではいかがでしょうか？	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
192	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	施策の推進の話の中に、災害時の緊急対応の記述があるが、施策の話ではないので別の項目に書いてはどうか？	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。
193	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	第1項「ただし」なのかが理解できませんでした。第2項を「災害の発生時など緊急の場合」にしてはいけないのでしょうか。以下提案をします。 (案) 2 災害の発生時並びに復旧・復興時においては、安全を確保した上で、こどもにとって最善の利益を考えた必要な施策を推進しなければなりません。	御意見を踏まえ、条文の内容を見直しました。 修正後の条例案を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
194	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	第2項「努めます」ではなく、以下を提案します。 (案) 保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力します。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
195	第19条 (こどもの安全・安心を守るための施策の推進)	第2項について、こどもの安全・安心の確保は、重要な課題です。「努めます」と表現ではなく下記のような条文にしていきたい。 「保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、前項の施策の推進に協力します。」	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
196	第20条 (不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰の防止)	「こどもに対する不適切な関わり」とは、どんな関わりでしょうか？何が不適切か理解できないと、「何を」絶対にしてはならないのか分かりません。むしろ、現状、何が不適切か理解できていない現場の大人により、当該行為は行われているように思えます。例を列記するか、別途の解説が必要だと感じます。 また、「不適切な関わり又は暴力等」と、省略することで、あからさまな「暴力」よりも、実際には多いと推察される「虐待」や「体罰」が、以降の条文上、隠れてしまいます。 「こどもに対する不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰」は、「暴力、虐待、体罰及びこどもの権利を侵害する不適切な関わり」に、省略する場合、「暴力、虐待及び体罰等」にしてははいかがでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
197	第20条 (不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰の防止)	「保護者、市民及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する不適切な関わり又は暴力等が疑われる事案を発見」➡こども自身が発見または、被害を受けた時は、どうすれば良いのでしょうか？	御指摘のとおり、本条では、どちらかという大人の立場での記載となっていますが、こどもの場合は、第15条での対応になると考えます。
198	第20条 (不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰の防止)	第3項の子どもの心のケアですが、子どもの側に立った対応をしていくなら、まず子どもに「聴く」事がなにより重要です。えてして、大人の側の論理で「解決にならない解決」をしてしまうかもしれません。	御指摘のとおり、本条では、どちらかという大人の立場での記載となっていますが、こどもの場合は、第15条での対応になると考えます。
199	第20条 (不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰の防止)	こどもが加害者である場合の権利の保障については記述されないのでしょうか。 こどもの加害行為は、加害行為に至るまでの傷つき体験や暴力が問題解決に有効な方法であるといった環境から学んだ結果の行為です。子どもの健全な育ち、最善の利益を保障することからも、これまでの間違った学びを脱学習し、回復支援の必要があると考えますが、そういった内容の記載はされないのでしょうか。	本条第4項では、「必要な取り組み」と規定しており、被害にあったこどもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。逐条解説(案)も御参照ください。
200	第20条 (不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰の防止)	第2項「こどもが不適切な関わり又は暴力等を受けず、」だけではなく「受けることもすることもなく」ではいかがでしょうか。こどもが加害者であった場合にも、そうならざる負えないこれまでの環境があったのだという視点で、環境の整備がなされるようにしていきたいです。	本条第4項では、「必要な取り組み」と規定しており、被害にあったこどもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。逐条解説(案)も御参照ください。
201	第20条 (不適切な関わり又は暴力、虐待及び体罰の防止)	第4項について、不適切な関わり又は暴力等を受けたこどもの心のケアはもちろん必須ですが、暴力等をしてしまったこどもに対しても心のケアが必要です。第2項と同じく、加害者となってしまったこどもの権利を保障する視点を入れていただきたいです。	本条第4項では、「必要な取り組み」と規定しており、被害にあったこどもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。逐条解説(案)も御参照ください。
202	第21条 (育ち学ぶ施設における体制整備)	「第三者の評価を受けるよう努めます。」で、良いですか？必須ではないのでしょうか？	育ち学ぶ施設は、第2条の定義のとおり、児童福祉施設や学校のほか、その他の施設まで含めており、全ての施設に対し、第三者評価を義務付けることは、現実的ではないと判断しました。
203	第21条 (育ち学ぶ施設における体制整備)	第2項は「努めます」ではなく、以下を提案します。 (案) 「第三者の評価を受けなければいけない。」もしくは「第三者の評価を受けることとします。」	育ち学ぶ施設は、第2条の定義のとおり、児童福祉施設や学校のほか、その他の施設まで含めており、全ての施設に対し、第三者評価を義務付けることは、現実的ではないと判断しました。
204	第22条 (いじめ防止と発生時の対応)	第20条の暴力、虐待、体罰等は、「絶対にしてはなりません」と強く禁止しているのに対して、「いじめ」はダメですよというだけで、禁止しない理由は何でしょうか？「絶対にしてはなりません」と、強く禁止すべきではないのでしょうか？	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
205	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	「いじめに関する調査研究を行い、市民への啓発」 ➡ いじめが、主として、育ち学ぶ施設で行われていることを考えると、「市民」へ啓発する施策に違和感を感じます。いじめの啓発が必要なのは、育ち学ぶ施設や子ども達に対してではないでしょうか？	広く周知するため、市民への啓発としています。また、育ち学ぶ施設については、第 3 項を規定することにより、啓発されるものと認識しています。
206	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	いじめは加害者あつての被害者です。被害者だけの規定では、 足りない と感じます。 【注】差別用語が含まれているため、御意見の一部を修正しています。	本条第 4 項は、被害にあつた子どもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。 逐条解説（案）も御参照ください。
207	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	第 22 条第 4 項のいじめがあつたときの対応について、素案にある文章だけでは不十分と思います。具体的には、被害にあつた子どもについては、素案の内容に「市は、被害にあつた子どもが心身共に十分なケアを受けられるよう支援を行う」というところまでを加えてほしいです。 また、素案では加害した側への対応が明記されていません。子どもが加害した場合、その子どもも指導だけではなく、適切な心のケアを受けたり支援される必要があると思います。そうすることで、根本的ないじめの解消につながると考えます。 例えば、「市は、加害に至つた子どもに対しても、その背景などを考慮された上で適切な指導や心のケア等を受けられるよう支援を行う」などのように、踏み込んで記載してほしいと思います。素案文にも「いじめは、子どもの権利を侵害する重大な行為であり、許されるものではありません。」と強い思いをもって記載されているわけなので、十分な対応を明記していただきたいと思います。	本条第 4 項は、被害にあつた子どもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。 逐条解説（案）も御参照ください。
208	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	子どもが加害者である場合の権利の保障については記述されないのでしょうか。 子どもの加害行為は、加害行為に至るまでの傷つき体験や暴力が問題解決に有効な方法であるといった環境から学んだ結果の行為です。子どもの健全な育ち、最善の利益を保障することからも、これまでの間違つた学びを脱学習し、回復支援の必要があると考えますが、そういった内容の記載はされないのでしょうか。	本条第 4 項は、被害にあつた子どもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。 逐条解説（案）も御参照ください。
209	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	いじめの被害者への支援は重要なことです。発生予防の観点から、加害者支援も必要です。加害行為へ至るまでは、暴力が問題解決の最も有効な方法であると、環境から学んでしまった子ども。また、木本のコントロール、行動のコントロール、選択を学ぶことのできなかつた背景を考えると、加害者への学びなおしの機会等を手当てする必要があると考えます。	本条第 4 項は、被害にあつた子どもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。 逐条解説（案）も御参照ください。
210	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	加害者である子どものケア、学びの保障も必要だと思います。	本条第 4 項は、被害にあつた子どもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。 逐条解説（案）も御参照ください。
211	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	様々な課題の中で、いじめが特出しされているのはなぜでしょうか。桑名市には特に、いじめに関して喫緊の課題があるから、と理解してよいでしょうか。 また、いじめは子どもの権利を侵害する重大な行為ではありますが、いじめをしてしまった子どもの生育環境も適切ではなかつたり安心できるものではなかつたのではないのでしょうか。被害者をこれ以上出さないためにも、加害者にも支援は必要であり支援するということを条例に書くことにより、市民にもその視点を持ってもらえて環境整備がより良く進むと考えますがいかがでしょうか。	第 20 条で、不適切な関りのほか、暴力、虐待及び体罰についても規定しており、いじめも含めて対応を必要と考えています。ちなみに、いじめについては、小中学生との意見交換や「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けたアンケート調査でも多くの御意見がありました。 また、本条第 4 項は、被害にあつた子どもだけでなく、加害者である場合も想定した規定となっています。 逐条解説（案）も御参照ください。
212	第 22 条 (いじめ防止と発生時の対応)	第 20 条と同じで、いじめの解決とは、大人の思う方向と子どもの思いとはかなり違います。加害者、被害者とくくることが難しい。子ども主体の解決といじめの背景になっている学校等の在り方も見ていく必要があります。第 23 条とも絡みますが、個別の対応、解決だけに留まらず、制度改革にまで発展させていく必要があります。それと、「必要に応じて…児童相談所…」のところに教育委員会が入っていませんので、入れてください。	御指摘の教育委員会は、市の機関であり、「市」に含まれます。
213	第 23 条 (子どもの権利擁護委員会の設置)	初めて「擁護」の言葉が登場するが、その内容は権利侵害の際の救済措置を担う組織についてに過ぎず、ここからも「権利を擁護する」ということの認識のズレを感じる。（他市町の条例では、きちんと貧困防止まで挙げて具体的な取り組みまでイメージできるのに）	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
214	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	第1項で、市が設置し、支援するとありますが、市が設置する独立した第三者機関として、そこでの検討や意見が尊重されることを希望します。	本条第3項で、そのように規定しています。
215	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	第1項の子どもの権利擁護委員会は「(5)普及啓発」も行うのでしょうか。 普及啓発も職務になるのであれば、設置目的に、「子どもの権利の浸透」を明文化にさせていただきたいです。	こどもの権利擁護委員会における主な職務としては、こどもの権利侵害に対する救済又は回復であると考えます。従いまして、第3項には具体的な職務として規定していますが、第1項では、「救済又は回復等」という形で規定しています。
216	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	こどもの権利擁護委員会の職務の中に(5)があるのなら、設置目的にも「こどもの権利の浸透」を入れていただきたい。	こどもの権利擁護委員会における主な職務としては、こどもの権利侵害に対する救済又は回復であると考えます。従いまして、第3項には具体的な職務として規定していますが、第1項では、「救済又は回復等」という形で規定しています。
217	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	子どもの権利養護委員会は素晴らしい考え方だと思います。ただ、前述の「制度改革」に関わる問題で、(2)を「関係者」だけに留まらず、関係団体、関係機関等も入れていただければと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
218	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	こどもが利用できるようなものか？誰がどのように申し立てを行うのか等を記述してほしい。	こどもの権利擁護委員会の運営等に関する具体的な内容は、本条例の制定を受けて、執行機関である市が作成すべきものと考えます。
219	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	委員会を設置する時期、開催する時期、メンバー構成について(こどもはメンバーにはいるのか)、所管はどこなのか、など具体的な内容を解説書に記述いただきたいです。	こどもの権利擁護委員会の運営等に関する具体的な内容は、本条例の制定を受けて、執行機関である市が作成すべきものと考えます。
220	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	委員会のメンバーは、どのような基準で選定され、何人(以上、以下)で組織するのでしょうか？市長が委嘱する形でしょうか？任期は何年なのか、再任はあるのか？第4項で、「別に条例又は規則」となっていますが、重要な事項は、本条例に記載しておくべきだと感じますがいかがでしょうか？	こどもの権利擁護委員会の運営等に関する具体的な内容は、本条例の制定を受けて、執行機関である市が作成すべきものと考えます。
221	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	県が設置するかしないかに関わらず、こどもの生活の場である市(町)の「こどもの権利擁護委員会」は必須であると考えます。県と市(町)の役割を明確にして、両者が設置することでより「こどもの権利」が保障されるための仕組みづくりとなるよう検討してください。	委員会としても、こどもの権利擁護委員会の設置が必要と考えますが、重複する機関が設置されることによるメリット、デメリットのほか、それぞれの役割、連携体制など、多岐に渡り検討を要することから、附則も設けて、このような規定としています。
222	第23条 (こどもの権利擁護委員会の設置)	附則に、施行期日が2年をこえない範囲内で、県の状況を勘案し、とありますが、県の状況に関わらず、桑名市のこどもの権利条例として、子ども達の生活に直結する市で設置するのは必須だと思います。「こどもの権利侵害に対する救済又は回復等を目的として、こどもの権利を擁護する機関」が設置されない期間に起こった権利侵害、すでに起きている権利侵害はどうするのでしょうか。今回の議員によるスピード制定は、「今困難な状況にいる子どもたちを放置せず、いち早く救済するため」と聞いております。いち早くこどもの権利擁護委員会の設置を望みます。 また、委員会の開催時間や委員の構成、所管など具体的な内容も記載が必要だと思います。	委員会としても、こどもの権利擁護委員会の早期設置が必要と考えますが、重複する機関が設置されることによるメリット、デメリットのほか、それぞれの役割、連携体制など、多岐に渡り検討を要することから、附則も設けて、このような規定としています。 また、こどもの権利擁護委員会の運営等に関する具体的な内容は、本条例の制定を受けて、執行機関である市が作成すべきものと考えます。
223	第24条 (普及啓発)	「市は、こども、保護者、市民及び育ち学ぶ施設に対し、こどもの権利の普及啓発を行います」 ➡ こどもが条例を理解して活用できることが重要だと考えます。学校の授業を通して、こどもが学ぶ機会を確保していただきたい。普及啓発に力を入れていただけることを期待しております。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
224	第24条 (普及啓発)	第1項、第2項について、普及啓発に「こどもの参画」を加筆していただきたいです。大人だけが普及啓発をするのではなく、普及啓発の主体としての「こども」の位置づけを加筆していただきたいです。市民の多様性のなかに、「こども」が含まれているのでしょうか。「こどもの参画」はしっかり明記していただきたいです。 (案) 前項の普及啓発の当たっては、こどもの権利の主体である「こどもの参画」を重視し、子どもが参加する仕組みをつくりまします。さらに、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。	こどもたちが自主的に参画する意識が芽生えるよう普及啓発することが、まず必要と考え、本条には規定していませんが、こどもの参加に関しては、第17条で規定しています。
225	第24条 (普及啓発)	第2項「市民の多様性」の多様性がどのようなイメージなのか具体的に示していただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
226	第24条 (普及啓発)	市民の多様性を考慮して、とありますが、多様性というのは具体的にどんなことでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
227	第24条 (普及啓発)	第2項「こどもの参加」「こどもが主体の普及啓発」のありかたを具体的に少しでも明記できないでしょうか。	こどもたちが自主的に参画する意識が芽生えるよう普及啓発することが、まず必要と考え、本条には規定していませんが、こどもの参加に関しては、第17条で規定しています。
228	第24条 (普及啓発)	大人だけが普及啓発をするのではなく、こどもも参画する必要があります。権利の主体であるこどもの参画を明記していただきたい。よって、第2項は下記のような条文にしていきたい。 「前項の普及啓発に当たっては、権利の主体であるこどもの参画を重視し、こどもが参画するしくみをつくりまします。さらに、市民の多様性を考慮して、その推進を図ります。」	こどもたちが自主的に参画する意識が芽生えるよう普及啓発することが、まず必要と考え、本条には規定していませんが、こどもの参加に関しては、第17条で規定しています。
229	第24条 (普及啓発)	子ども自身が、こどもの権利を知ることは大切であると考えています。多様性を考慮するという言及がありますが、どのようなものか例示していただくと市民も理解しやすいかと思ひます。様々な人が理解しやすいよう、条例文や普及啓発の広報物には、漢字にふりがなを振る、年齢や言語にあわせた複数のバージョンを作る、複数の言語で用意するなど、様々な手法を検討して実施していく旨を明記して頂きたい。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)も御参照ください。 また、後段の普及啓発に係る御意見については、今後の協議において参考にさせていただきます。
230	第24条 (普及啓発)	こどもの権利の日は11月20日とありますが、これは国連でこどもの権利条約が採択された日ですから、()書き表記を入れて下さい。読んでいて、「えっこれ何?」と思ってしまいました。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
231	第25条 (推進計画)	推進計画の評価と検証は、桑名市子ども・子育て会議が行うとのことですが、権利の主体である、こども達による評価、検証は必要ないでしょうか? 関連して、こども会議の設置は必要ないでしょうか?	委員会としても、評価と検証に当たり、こどもの意見を聴くことは大切であると考えます。一方で、こどもたちの負担になることも考慮する必要があることを踏まえ、第6項のとおり規定しました。
232	第25条 (推進計画)	第4項に「子ども・子育て会議が行います。」とありますが、以下を提案します。 (案) 子ども・子育て会議が行い、年に1回市民に報告をします。子ども・子育て会議が行い、情報公開を行います。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
233	第25条 (推進計画)	第4項を行ったあと、その評価と検証の報告は必ずしていただきたいです。HPに載っています、だけではなく市民に対して分かりやすく情報公開をお願いします。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
234	第25条 (推進計画)	第4項に、子ども・子育て会議で話されたことに対する市民への報告、情報公開を明文化していただきたい。例えば、「子ども・子育て会議での評価・検証については、年1回市民に報告します。」または「情報公開を行います。」	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
235	第25条 (推進計画)	第6項「様々な手段」とありますが、どのような手段をお考えでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
236	第25条 (推進計画)	第6項の様々な手段とは具体的にどんな手段を想定されているのでしょうか。意見聴取するのは誰が行うのでしょうか。特にこどもからの意見を聴取する時こそ、こどもの権利が守られるよう、こどもの意見を聞く専門性をもつ人や機関と連携が必要だと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
237	第25条 (推進計画)	第6項の意見を聴取する対象はどのように選ばれるのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。

番号	箇所	御意見	回答
238	第 25 条 (推進計画)	第 6 項の最後の部分「その他関係者」に限定せず、全市民、関係団体等も入れていただければ、広く意見を聴くことができると思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
239	第 25 条 (推進計画)	第 6 項で聴取した意見や反映した意見の情報公開についてはどのように考えられているのでしょうか。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
240	第 25 条 (推進計画)	「こどもの参加」をもう少し明確にいただけないでしょうか。本条例の主体であり対象である「こども」が計画に対する評価や検証、意見や提案を出すことが重要だと考えます。計画策定段階においてもです。具体的方法やプロセスについては解説書などに記述いただきたいです。「こどもの参加」がもう少し強くうたわれてもよいのではないのでしょうか。	委員会としても、評価と検証に当たり、こどもの意見を聴くことは大切であると考えます。一方で、こどもたちの負担になることも考慮する必要があることを踏まえ、第 6 項のとおり規定しました。
241	第 25 条 (推進計画)	今回の本条例の素案を作成するにあたり、多くのこどもを含め市民の意見を聞かれたと思いますが、今回の素案に得た意見をどのように考えて反映させたのかなど解説書に記述いただきたいです。	前文も含め、各条項に反映させています。 各条項の逐条解説(案)を御参照ください。
242	第 26 条 (条例の見直し)	市のどの機関が行うのでしょうか。	市の様々な部署(機関)に関係する条例であり、特定の部署(機関)で行うものではないと考えます。また、条例上には規定していませんが、議会としても見直しに向けた取り組みが必要であると認識しています。
243	第 26 条 (条例の見直し)	市のどの機関が行うのでしょうか。	市の様々な部署(機関)に関係する条例であり、特定の部署(機関)で行うものではないと考えます。また、条例上には規定していませんが、議会としても見直しに向けた取り組みが必要であると認識しています。
244	附則	「三重県におけるこどもの権利擁護の状況を勘案」 ➡ 三重県におけるとは？桑名市でもなく、日本国内でもなく、三重県にした意味は何でしょうか？広く勘案するのであれば、日本国内の状況を勘案した方が良いでしょう。桑名市に固有の状況を勘案するのであれば、桑名市の状況を勘案するのが自然だと感じます。	委員会としても、こどもの権利擁護委員会の設置が必要と考えますが、重複する機関が設置されることによるメリット、デメリットのほか、それぞれの役割、連携体制など、多岐に渡り検討を要することから、本附則を規定しています。
245	附則	公布から 2 年以内の間は「子どもの権利擁護委員会」が設置されない場合は、その機能はどこが担うのでしょうか。	こどもの権利擁護委員会設置の必要性から、第 23 条の規定を設けています。早期の設置を議会としても求めていきます。
246	附則	公布から 2 年以内の間は「子どもの権利擁護委員会」が設置されない場合は、その機能はどこが担うのでしょうか。	こどもの権利擁護委員会設置の必要性から、第 23 条の規定を設けています。早期の設置を議会としても求めていきます。
247	附則	条例制定後の普及啓発や、施策の展開やその変化・成果を可視化し、本条例による成果を共有していただきたいです。	貴重な御意見ありがとうございます。 逐条解説(案)を御参照ください。
248	全体	いじめ防止対策推進法第 28 条「重大事案」と対処しなければならないところ、隠蔽した過去があります。 令和 5 年の長寿認定こども園の不適切保育事件 ➡ 上記 2 件は初期対応ができていれば事件には至らなかった。桑名市こどもの権利条例はあくまで活字ですので、関係市職員の方々の適切な運用を望みます。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
249	全体	子どもにも分かりやすい文章に書き換えた条例や外国の方にも分かるように翻訳された文章の作成もご検討いただきたい。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
250	全体	その他の意見について、自立が困難な障害や病気を持つ子供も、将来、親なきあとでも、桑名市で安心して、暮らす、又は暮らしていけると思える権利があると思います。そういった子供でも、安心して桑名市に居続けられると思える環境の整備に関する条項の記載をご検討をお願いします。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。

番号	箇所	御意見	回答
251	全体	<p>もっともよいことが考慮される権利とは、呆れます。</p> <p>桑名市は、やる気ないことばかり書かないでいただきたいです。書くなら実際に考慮してください。</p> <p>市として、権利を作って満足されているのが見え見えです。実際にやるということが一番大切ですよ。</p> <p>小中一貫についても、民営化についても、保護者の希望も一切聞かずに拒否権なしとして、短期間に強引に押し進め、本当に子供の最善の利益が考慮されているんですか？財政のみしか考えず、民営化や、補助金目当てに、他の案と比較することもなく押し進めていますよね。</p> <p>権利を作るなら、綺麗事を並べて終わらず、達成できているか、当事者たちから、市は定期的に評価を受けるべきですし、足りない点は改善計画を出すべきですが、できますか？</p>	<p>委員会としても定期的な評価と検証が必要と考え、第25条で推進計画の評価と検討を規定しています。</p>
252	全体	<p>こどもの権利を保障することを大人が与えるのではなく、ともに考え、社会をつくる」ことを軸にしていきたいです。</p> <p>全体を通して、根底に大人がこどものことを考え動くような印象をもちます。そうではなく、こどもを保護される対象から、自ら権利を持つ主体へと子ども観の転換をこの条例を通して図る必要があると思います。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
253	全体	<p>本条例が制度疲労をおこしている学校を変える一歩となることを期待します。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
254	全体	<p>この条例の中には、読んで人がどのようにもとれる言葉が多くあります。</p> <p>できるだけ共通理解されるよう、逐条解説などの条例を読み解くための指針を作ってください。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
255	全体	<p>本条例は、桑名市、桑名市民などあらゆるステークホルダーが、桑名市の子どもたちに対してどの様な権利を保障するかの覚悟をうたっているものだと認識しています。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
256	全体	<p>困難な状況にある子どもたちが増えている中で、おとなと子どもが一緒になって、どのような子どもを取り巻く環境を一緒に作っていくかが重要です。それぞれの役割のなかで、「言い切ることができない部分」（努めますと表現されている部分）が多々ありますが、わたしたち大人は権利の主体である子どもたちと対話をしながら政策や取組みを充実させていくかが試されていると考えています。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
257	全体	<p>まだまだ「子どもの権利条約」「こどもの権利条例」の認知度が低いですが、本市の条例とともに、意識を醸成し、行動に結びつき、子どもたちや保護者、おとなが「桑名市は子どもたちが暮らしやすいまち」と自信をもって言えるように、本条例や条例に基づいて展開される施策の充実を連携協働して図っていかれたらと考えています。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
258	全体	<p>桑名市では、長寿認定こども園の長年にわたる虐待が発覚、また少子化を理由に、小中一貫校を推進して、市内から小学校が消えてしまう計画もあります。これらは、子どもの権利にてらしてどうなのか、大きな疑問です。それらの観点から素案をみて、気づいたことを述べさせていただきます。</p> <p>まず、国連憲章の生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をベースに条例文の構成をはっきり分けた方がわかりやすいと思います。</p> <p>また、ワークショップや意見交換会もやられていますが、全ての学校ではありません。市民にも周知されているとは思えません。条例をつくるのが目的ではありません。大人も子どもも含めて、内容を理解していくことが重要ですので、時間を掛けて取り組んでいただきたい。市内の学校には、全てワークショップを計画し、全子どもにアンケートを実施する。これらを集計、分析して、条例のエビデンスになるものをつくってほしいと思います。</p> <p>また、近隣の市町のやり方も研究して、みんなが理解できる表現をお願いします。「これ、いいね」と目を引くような条例の策定を期待します。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>今後の協議において参考にさせていただきます。</p>

番号	箇所	御意見	回答
259	全体	<p>前文を読んだだけでも、「子どもを取り巻く環境の劣悪さ、特に低所得者層の貧困問題や社会的支援の充実に目を向けないことには解決しない」という基本的な姿勢が欠けているようで、この条例案全体の気になる点である。まるで、経済的・発達面・家庭状況などで困った経験のない人が、どこかに使っている言葉を十分に吟味せずに引用したような文面にもとれる。</p> <p>そして、「この言葉はどこにかかるの？」と分かりにくい条文や、「権利の保障」の頻繁な使用、加えて「法令制度をどう理解しているの？」と首をひねるような条文もあって、失礼ながら公文書として通用するものなのかと思う。</p> <p>また、現段階では、既に国が『こども基本法』を施行して施策が進み始めているのに『こども基本法』の言葉すら一切ふれられていないことも、条例の位置づけや構成について適切なのか疑問である。（今年、条例を制定したむつ市・藤枝律子市では条例の中に『子ども基本法』をからめて示しているのに）俗に言われる「恵まれない家庭」や、多様で複雑な困り事を抱える子育て関係者や子ども本人の状況を実感して作ったと感じにくく、権利の保障について述べているものの、それ以前の大事なこととして子どもを「擁護する」意識が足りないのではないかと思わざるを得ない。</p> <p>最後に繰り返しになるが、子どもを取り巻く多様で厳しく、見えにくい現状をどこまで把握して条例を作りたいのか、根本的な部分での疑問が残る。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
260	全体	<p>条例を作るということは、理想の状態でないからだと思うのですが、こうなっていくべきというビジョンがなかなか伝わってきません。</p> <p>「努めます」という表現が多く、コントロールや、制限をかけられているように感じます。子どもの権利を守るため、こうなしてほしいというビジョンに向かって、それぞれが向上心を持てるような自由度が欲しいです。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
261	全体	<p>大切なこどもの権利条例について、正式な制定前に子どもたちや市民にもっと周知されるようにして、意見を反映させてほしいです。ホームページ上でパブリックコメントを実施するだけでは不十分だと思います（募集されていることを知っている人が子ども含め市民の何%いるでしょうか）。</p> <p>例えば、今回の素案をもとに全小中学校でこどもの権利条例についての授業を実施する、全児童生徒にアンケートをとる、高校生の年代はLINEやインターネットを利用した方法でアンケートをとるなど。意見交換会は素案作成前に一部の小中学校であったようですが、主役であるはずのこどもの意見は漏れがないように拾い上げてほしい。こどもが意見を表明する機会を作るのは、市や市民の役割だと思います。</p>	<p>本条例の作成に係る経緯等は、逐条解説（案）を御参照ください。</p>
262	全体	<p>条例文中の「…努めます」の表現が多用されているが、条例は目標・理想を掲げるものなので、「努めます」ではなく、「やります」という表現にしてほしい。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
263	全体	<p>全体の印象として、「子どもを大人が守ってあげる」感があります。</p> <p>子どもを保護される対象から、権利の主体としての子ども観に変わらなければならないときに、旧態依然とした観があるのが残念です。この条例を通して、権利を持つ主体としての子ども観を表現してほしいです。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
264	全体	<p>桑名の子どもたちが胸を張って、自分たちの市にはこんなすばらしい条例ができたと言えるものを作っていただきたいです。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。</p>
265	全体	<p>長々と意見を述べさせていただきましたが、条例制定に向けて子どもに関わる方々、関係団体、NPO等、日常的に関わっていらっしゃる方々のご意見を反映してくださるよう、お願いします。</p> <p>特に、当事者である子ども自身の意見がどのように聴かれ、話し合われた（いくのか）のか、がみえていませぬので、是非お考えいただければ幸いです。津市に事務所があります（桑名市には事業所を置いています）が、子どもの権利条約の理念に基づき、三重県内全ての子どもたちに責任を持ちたいと20年以上活動している団体です。</p> <p>どうぞ、よろしく願いいたします。</p>	<p>本条例の作成に係る経緯等は、逐条解説（案）を御参照ください。</p>
266	全体	<p>「こどものけんり条例」とされたことで、こどもの権利というものがベースにあり、こどもが権利の主体者であるということが強調されたと思います。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。</p>

番号	箇所	御意見	回答
267	全体	行政の役割の箇所は多くが「努める」という記述になっており、実効性に疑問符がつく。 また、重点領域も不明瞭である。緊急度や重要度の高いと考えるものは「推進する」等の言い切りの記述を用いるなど、力強く推進する記述に変える事が望ましい。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
268	全体	市民に、保護者・市民・子ども・企業・市民団体等、様々な立場の人がまとめられているため、項目によっては理解しにくい箇所もあります。市民としてひとまとめにするのではなく分けて書く等、一般市民がみて分かりやすい表現にしていきたい。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。
269	全体	「努めます」が多用されているのはなぜでしょうか。 子どもの権利の保障実現の決意があまり感じられないのが残念です。 また、簡潔な文章にしていただけるとわかりやすく良いなと思います。	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の協議において参考にさせていただきます。